

育英奨学生規程の取扱い

（支 給）

奨学生には、次のとおり奨学金を支給する。

英検ランク	月 額
準 1 級以上取得者	3 0 , 0 0 0 円
2 級取得者	2 0 , 0 0 0 円
準 2 級プラス取得者	1 5 , 0 0 0 円
準 2 級取得者	1 0 , 0 0 0 円

（支給期間）

奨学金を支給する期間は、申請書受理日の翌月から該当奨学生の最短の修業年限までとする。

（支給方法）

奨学金の支給は、校長が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に 3 月分まとめて、6 月、9 月、12 月、3 月の各 25 日に振り込む。
なお、金融機関が休業日の場合は翌営業日に振り込む。

（取 消）

奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、校長は奨学生の資格を取り消すことができる。

- (1) 就学の継続が不可能なとき。
- (2) 学業成績または生活態度が不良となったとき。
- (3) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

（その他）

奨学金の支給は、三田松聖高等学校奨学生と重複して受給することはできない。